

シルバー派遣事業に係る情報提供について

(令和6年度事業報告書より)

区分	1.派遣労働者数（人）	2.派遣先事業所数（社）	3.派遣料金の平均額（円）	4.派遣会員の賃金の平均額（円）	5.マージン率	6.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の締結
徳島市事務所	351	152	10,787	8,486	21.3%	—
阿南市事務所	37	13	12,549	9,773	22.1%	—
藍住町事務所	17	11	10,910	8,709	20.2%	—
鳴門市事務所	80	33	10,444	8,012	23.3%	—
三好市事務所	23	12	10,830	8,338	23.0%	—
美馬市事務所	27	11	11,290	8,934	20.9%	—
北島町事務所	45	11	10,031	7,852	21.7%	—
小松島市事務所	13	6	10,653	8,137	23.6%	—
吉野川市事務所	17	9	10,965	8,561	21.9%	—
阿波市事務所	36	14	11,510	8,845	23.2%	—
勝浦町事務所	4	2	12,212	9,251	24.2%	—
つるぎ町事務所	47	11	10,155	8,107	20.2%	—
連合本部事務所（板野町）	4	4	11,091	8,429	24.0%	—
連合本部事務所（石井町）	7	6	9,970	7,679	23.0%	—
連合本部事務所（松茂町）	15	6	9,959	8,043	19.2%	—
連合本部事務所（東みよし町）	3	2	9,576	7,763	18.9%	—
連合本部事務所（美波町）	3	2	10,618	8,157	23.2%	—
連合本部事務所（海陽町）	7	1	10,560	8,000	24.2%	—
連合本部事務所（那賀町）	6	1	10,129	7,896	22.0%	—
連合本部事務所（牟岐町）	23	13	11,172	8,492	24.0%	—
県全体	765	320	10,771	8,373	22.3%	

※派遣料金の平均額=(労働者派遣の料金総額)/(派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間

※派遣会員の平均賃金=(派遣会員の総賃金)/(派遣会員が従事した総時間数) × 8時間

（平均賃金は、労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）

※マージン率=(派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額)÷派遣料金の平均額

※労働者派遣法第30条の4第1項に係る待遇決定方式＝派遣先均等・均衡方式（労使協定締結なし）

○派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1)キャリアコンサルティングの相談窓口：TEL088-665-5533

(2)キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	会員入会時	入職時会員	Off-jt	事業主	無償	無償
技能研修「運転」	派遣中	指定する会員	ojt	事業主	無償	有償
接遇・交通安全研修	派遣中	希望する全会員	Off-jt	事業主	無償	有償

※実施事務所ごとに実施内容が異なります。

○福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等

（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）

- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以上